

「すまいるヘルパーステーション」運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人永好会が開設するすまいるヘルパーステーション（以下「事業所」という。）が行う障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）以下「法」という。）に規定する居宅介護の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が支給決定を受けた利用者に対し、適正な居宅介護を提供することを目的とする。

(居宅介護の運営の方針)

第2条

- 1 事業所の従業者は、利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、その利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、その他生活全般にわたる援助を行うものとする。
- 2 事業所の従業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供を行う。
- 3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者福祉サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年愛知県条例第72号）その他関係法令を遵守し、事業を実施する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名 称 すまいるヘルパーステーション
- ② 所在地 愛西市大井町七川北 61 番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤 専従	常勤 兼務	非常勤 専従	非常勤 兼務	備 考
管理者	介護福祉士		1			サービス提供責任者と兼務
サービス 提供責任者	介護福祉士	1				管理者と兼務
	介護職員実務者研修					
	介護職員基礎研修					
	介護職員初任者研修					
	ヘルパー 1 級					
	ヘルパー 2 級					
訪問介護員 等	介護福祉士		1	1 3		
	(准)看護師					
	介護職員実務者研修					
	介護職員基礎研修					
	介護職員初任者研修					
	ヘルパー 1 級					
	ヘルパー 2 級					
事務職員						

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者

サービス提供責任者は、事業所に対する指定居宅介護の利用の申し込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理及び居宅介護計画の作成等を行う。

(3) 従業者

従業者は、指定居宅介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 年中無休とする。
- ② 営業時間 午前6時00分から午後8時00分までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡可能な体制とする。

(通常の事業の実施地域)

第6条 通常の事業の実施地域は、愛西市、津島市、弥富市、蟹江町の区域とする。

(居宅介護の内容及び主たる対象者)

第7条 居宅介護の内容は、次のとおりとする。

1 居宅介護

- ① 身体介護
- ② 家事援助
- ③ 通院等介助

2 事業所において居宅介護を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 居宅介護 ①身体障害者

(利用者から受領する費用の額)

第8条

- 1 指定障害福祉サービスを提供した場合の利用料の額は、告示上の額とし、当該指定障害福祉サービスが法廷代理受領サービスであるときは、市町村が定める月額負担上限額の範囲内において利用者負担額の支払いを受けるものとする。
- 2 第6条の通常の事業の実施地域を超えて行う居宅その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の介護に要した交通費は、次の額を徴収する。

事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートルを超えるごとに 100円

- 3 利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合には次の額を徴収する。ただし、体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合はキャンセル料は不要とする。
利用予定日の前日は利用者負担金の50%の額
利用予定日の当日は利用者負担金の100%の額
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 従業者は、居宅介護の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者へ報告しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第10条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体調の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

- 1 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 2 事業所における虐待の防止のための指針を整備するものとする。
- 3 事業所において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に年1回以上実施するものとする。
- 4 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこととする。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1 事業所は、利用者に対して適切な居宅介護を提供するため、従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質の向上を図るため、研修（樺定に規定する利用者の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む）の機会を次のとおり設けるものとする。
採用時研修 採用後3カ月以内
継続研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者ではなくなった場合においても、これらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者並びにその家族の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、居宅介護に要した費用の請求及び受領に係る記録を整備し、当該費用の受領日から5年間保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は設置者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。
この規程は、令和5年2月1日から変更する。
この規程は、令和5年8月1日から変更する。
この規程は、令和6年2月1日から変更する。